

特別寄稿

追悼・本間浩先生

阿部浩己 神奈川大学法科大学院（国際法）、難民研究フォーラム世話人会共同代表幹事

温容という言葉がこれほどふさわしい方はおられまい。大先輩ではあったが、学窓を同じくするためか、はじめてお会いした大学院生の時分から、ずいぶんとお声をかけていただいた。悠揚たる物腰で語られる一つ一つの言葉に、とても重みがあった。時代の波が人々をますます急くようになって、先生のまわりにはいつも心落ち着く時空間が広がっていた。

社会正義へのゆるぎないコミットメントをもって現実と正対する、真の研究者だった。誠実なお人柄そのままに、先生のご研究は文字通りの知的廉直さを湛え、そしてなにより、人間の生と自由に対するあふれんばかりの共感に満ちていた。

先生の2大研究テーマが難民法と日米地位協定であったことは、本誌の読者の中にもご存知の向きは少ないだろう。後者については、1996年に刊行された大著『在日米軍地位協定』（日本評論社）が沖縄の人々に与えた影響は甚大で、同地の2つの新聞社は本土のマスコミとは比べようもないほど大きく先生のご逝去を報道した。その一つ沖縄タイムズは、政経部記者による追悼文で同書に触れて次のように記している。「日米地位協定を住民の視点で掘り下げ、不平等な扱いを強いられてきた沖縄の人たちに、改定を求める勇気と学術的な後ろ盾を与えた」（2013年5月18日）。先生のご研究がどのような志をもっていたのかがとてもよく伝わる一節である。

困難な現実を前にしながらも人間の生と自由への共感を絶やさぬ姿勢は、先生の研究活動の支柱をなした難民法の領域にいっそう顕著に現われ出ている。日本の難民法研究の端緒を本格的に開いた記念碑的業績・『政治亡命の法理』（早稲田大学出版部、1974年）の序文には、同書を生み出した先生の思念が次のように表白されている。「[伝統的国際法秩序の国家主義という]限界を限界としてありのままに認め、この限界の中で可能な限りで、実定的法制度の奥底に流れる論理の方向を基本的人権思想というプリズムによって透視してみる」。同書に対する安達峰一郎記念賞の授与は、国際法研究者としての先生の声価を当然ながら高めることになった。

同書が世に送り出されてから3年ほど経って、領域内庇護に関する条約案を審議する国連全権会議がジュネーブに招集された。所期の目的を達成できずに終幕したその会議のなかで、ほぼすべての政府代表は庇護付与を国家主権の行使と位置づける伝統的態度に終始した。そのなかであってドイツ連邦政府代表の発言は異彩を放ち、条約案に規定される庇護権は個人の権利でなければならないことを強く主張した。そうした主張を可能にしたドイツの庇護法制を委曲の限りを尽くして分析したのが『個人の基本権としての庇護権』（勁草書房、1985年）である。手続き運用の微細にいたるまで、飽くなき関心を寄せるその知的執念に圧倒されたのを覚えている。

1990年には岩波書店から一般市民向けに『難民問題とは何か』（岩波新書）を刊行され、さらに2005年になると現代人文社から『国際難民法の理論とその国内的適用』を江湖に問われた。国際人権法学会の学

会誌（『国際人権』17号）に同書を書評する機会を与えられて、私は偽らざる思いをこう表現した。「大家にしてなお同時代に謙虚にかつ批判的に向き合うその知的廉直さには、改めて深い敬意を表さずにはいられない。学問研究の原点である旺盛な知的好奇心と執拗なまでの問題関心の持続によって生み落とされた本書には、研究者としての歩みをけっして絶やさぬ著者の清冽な息遣いが奥深く刻み込まれている」。

改定入管法が施行された年に出版された同書の精緻な分析は、浩瀚な知識と透徹した知見によって支えられている。なかでも、立証と信憑性判断、迫害概念の適用問題を論じた箇所はまるで近未来を見透かしたかのように、今読み返せばなおさらに印象深い。同書には難民審査参与員のあり方に論じたところもあるが、その参与員に先生ご自身が就任されて、長きにわたる学問的蓄積が実務に反映される機会が得られたことはなによりであった。ほどなく体調を崩されて空席になったそのポストを埋めるのはあくまで一時的と思っていたが、願いを込めたその思いは結局かなわずに終わった。私の座る難民審査参与員の席に、先生がお帰りになることはなくなってしまった。

2005年以降も、先生は重厚な研究の成果を各所に引き続き発表されていた。また、沖縄の構造的差別・植民地主義的処遇がさらなる深まりを見せる中であって、学術的な拠り所としての先生の存在感はますます大きなものになっていった。両者を同列に扱うのは適当ではないかもしれないが、難民の保護も沖縄の処遇も、ともに現代日本の抱える最も重大な問題群には相違ない。それらはまた、地球的規模の含意をもった巨大な課題でもある。それだけに、先生を失ったことはなんともやりきれないというしかない。後進の私たちが、先生の知見と精神をいくばくかでも継承し、その思想を漸進的に発展させていくしかないのだろう。

本誌の創刊号に記された発刊の辞において、先生は、難民問題は多面的であり、したがって難民問題の研究には学際性が必要になること、それゆえ難民研究フォーラムもそのような場になっていくべきことを説かれている。東日本大震災の文脈にも引き付けて「結びつけ」の重要性をとくに強調し、発刊の辞を次のように結んでおられる。「被災者支援に対する国内的・国際的協力は、人間社会の可能性をあらためて見直すきっかけになるかもしれません。同時に、個々の研究分野においても、自らの構築を見直し、異なる分野との結びつけによって新たな結実を得ることになるかもしれません。難民研究フォーラムは、そのような展開の実現に大きな期待をかけています」。

その期待に応え、先生が残された大切な知の器をしっかりと成長させていかななくてはなるまい。

先生がお身体を悪くされてからはお会いすることもかなわないままに、とわのお別れになってしまった。数え切れぬ学恩への感謝の念をお伝えできなかったのが心残りではない。いまはただ、先生のご冥福をお祈りするばかりである。

[ほんま・ひろし] 駿河台大学名誉教授、法政大学名誉教授。法学博士。1938年、東京に生まれる。早稲田大学大学院法学研究科修士課程を修了後、国立国会図書館調査局政治行政課長、外交防衛課長を歴任。その後、駿河台大学教授、法政大学教授のほか、難民審査参与員、難民研究フォーラム座長等を務めた。2013年5月10日、逝去。享年74歳。